

総行公第47号  
平成25年6月19日

各都道府県総務部長  
（人事担当課、市区町村担当課扱い）  
各都道府県人事委員会事務局長  
各指定都市総務局長（人事担当課扱い）  
各指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長  
（公印省略）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行について

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第46号）が平成25年6月13日に成立し、本日公布されました。

今回の改正は、平成19年9月28日に我が国が署名した障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、障害者である労働者が障害により差別されることなく、かつ、その有する能力を有効に発揮することができる雇用環境を整備する見地から、障害者に対する差別を禁止する等の措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を含む障害者雇用率を設定する等障害者の雇用施策の充実強化を図ることを目的とするものです。

このうち地方公務員に関係する事項は下記のとおりですので、改正法の運用に当たっては、下記事項に十分留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

おって、各都道府県においては、各市区町村にもご連絡いただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

- 1 障害者に対する差別の禁止について（改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第34条から第36条まで関係）

今回の改正により、①労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない（第34条）、②賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない（第35条）として、事業主に対し、障害者に対する差別を禁止する規定が設けられました。また、これらの事項について事業主が適切に対応するために、厚生労働大臣が必要な指針を定めることとされています（第36条）。

これらの規定の地方公務員への適用については、地公法第13条において、平等取扱の原則が法定され、この規定を根拠に対応されることとなることから、適用除外となっています（第85条の3）。

## 2 雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置について（障害者雇用促進法第36条の2から第36条の5まで関係）

今回の改正により、①事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除き、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない（第36条の2）、②事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除き、障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない（第36条の3）、③上記①及び②の措置を講ずるに当たっては、障害者の意向を十分に尊重しなければならないほか、上記②に規定する措置に関し、障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない（第36条の4）として、事業主に対し、障害者である労働者への合理的配慮の提供に係る規定が設けられました。また、これらの事項について事業主が講ずべき措置に関し、厚生労働大臣が必要な指針を定めることとされています（第36条の5）。

これらの規定は、地方公務員に対しても適用されますので、厚生労働大臣が定める指針を踏まえ、適切に対応されるようお願いいたします。

## 3 紛争の解決について（障害者雇用促進法第74条の4から第74条の6まで関係）

今回の改正により、障害者である労働者と事業主との紛争に関し、苦情の自主的解決（第74条の4）、紛争の解決の促進に関する特例（第74条の5）及び紛争の解決の援助等（第74条の6）に関する規定が設けられています。

これらの規定の地方公務員への適用については、人事委員会又は公平委員会への勤務条件に関する措置要求制度及び苦情処理制度等が設けられており、これらにより対応されることとなることから、適用除外となっています（第85条の3）。

#### 4 精神障害者を含む障害者雇用率の設定について（障害者雇用促進法第43条）

精神障害者を含む障害者の雇用施策の充実を図るため、精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。）を含めた障害者雇用率を設定することとされました（第43条）。

障害者雇用率に関する規定は、障害者雇用促進法第38条によって従来から地方公務員に対しても適用されますので、引き続き適切に対応されるようお願いいたします。

#### 5 施行期日について

上記1から3までの規定は平成28年4月1日から、上記4の規定は平成30年4月1日から施行されることとなっております。